

会員の執務費及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県柔道整復師会(以下「本会」という)の役員以外の会員(以下「会員」という)の執務費及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ここでいう会員とは、理事・監事を除いた会員をいう。
- (2) 執務費とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)、手数料などの経費をいう。執務費とは明確に区別されるものとする。

(執務費の支給)

第3条 本会は、会員の職務遂行の対価として執務費を支給することができる。

- 2 執務費は毎月一定の日に支払う。
- 3 執務時間の算定は、住所地からの往復時間を含む。

(執務費の額の決定)

第4条 会員の執務費は別表1のとおりとする。

(執務費の支給方法)

第5条 執務費は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 執務費は法令の定めるところにより控除すべき金額を除いて支給する。

(交通費)

第6条 会員には、その職務遂行実態に応じ、交通費を支給する。

(交通費の額の決定)

第7条 交通費の額は別表2のとおりとする。

(費用)

第8条 本会は、会員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、請求後遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この規定は、本会ホームページにて公開する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
2. この規程は、平成24年4月1日より施行する。
3. この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。(平成26年11月15日総会決議)

別表1 (第4条関係)

会員の執務費

会員の執務費は、一日(4時間以上)につき8000円(税引き前の金額)とする。
--

別表2 (第7条関係)

会員の交通費

区分	積算内訳
自家用車使用	ガソリン代他…1キロ 25円
公共交通機関使用	実費支給

※ガソリン代他には、車両保険、車検費用を含む